

国民健康保険制度の沿革

	主要事項	患者一部負担金等	備考
昭和 36 年度	国民皆保険体制の確立 ・ 現行国保法が昭和 34 年施行され、すべての市町村が昭和 36 年度までに国保事業を行うことが義務付けられた。	・ 世帯主の結核性疾病及び精神障害についての一部負担金の割合を 3 割に引き下げ。	
昭和 38 年度	世帯主一部負担金の改定	・ 世帯主の全疾病についての一部負担金の割合を 3 割に引き下げ。	
昭和 41 年度	世帯員の一部負担金の改定	・ 世帯員の一部負担金の割合を 3 割に引き下げ。	
昭和 46 年度	保険税課税限度額 8 万円に改正		
昭和 48 年度	高額療養費制度実施（任意給付）	・ 国民健康保険は昭和 50 年 9 月まで任意給付として実施。	
昭和 49 年度	保険税限度額 12 万円に改正		
昭和 50 年度	高額療養費制度実施（法定給付）		
昭和 51 年度	保険税（料）賦課限度額 15 万円に改正 高額療養費自己負担限度額改定	・ 高額療養費自己負担限度額 3 万 9 千円に改正。	

	主要事項	患者一部負担金等	備考
昭和 52 年度	保険税（料）賦課限度額 1 7 万円改正	・擬制世帯主に係る保険税（料）の賦課廃止。	
昭和 53 年度	保険税（料）賦課限度額 1 9 万円改正		
昭和 54 年度	保険税（料）賦課限度額 2 2 万円改正		
昭和 55 年度	保険税（料）賦課限度額 2 4 万円改正		
昭和 56 年度	保険税（料）賦課限度額 2 6 万円改正		
昭和 57 年度	保険税（料）賦課限度額 2 7 万円改正 高額療養費自己負担限度額改定	・高額療養費自己負担限度額 5 万 1 千円に改正 （低所得者については 3 万 9 千円に据置き）	・老人保健法公布 （昭和 5 8 年 2 月施行）
昭和 58 年度	保険税（料）賦課限度額 2 8 万円改正		
昭和 59 年度	保険税（料）賦課限度額 3 5 万円改正 高額療養費制度の改正	・高額療養費制度に世帯合算、多数該当を盛り込む	・退職者医療制度創設
昭和 61 年度	保険税（料）賦課限度額 3 7 万円改正	・高額療養費自己負担限度額 5 万 4 千円に改正 （低所得者については 3 万円に据置き）	
昭和 62 年度	保険税（料）賦課限度額 3 9 万円改正		

	主要事項	患者一部負担金等	備考
昭和 63 年度	保険税（料）賦課限度額 4 0 万円改正		
平成元年度	保険税（料）賦課限度額 4 0 万円改正 高額療養費自己負担限度額改定	・高額療養費自己負担限度額 5 万 7 千円に改正 (低所得者については 3 万 1 千 8 0 0 円)	
平成 3 年度	保険税（料）賦課限度額 4 4 万円改正 高額療養費自己負担限度額改定	・高額療養費自己負担限度額 6 万円に改正 (低所得者については 3 万 3 千 6 0 0 円)	
平成 4 年度	保険税（料）賦課限度額 4 6 万円改正		
平成 5 年度	高額療養費自己負担限度額改定	・高額療養費自己負担限度額 6 万 3 千円に改正 (低所得者については 3 万 5 千 4 0 0 円)	
平成 8 年度	高額療養費自己負担限度額改定 入院時食事療養費標準負担額改正	・高額療養費自己負担限度額 6 万 3 千 6 0 0 円に改正 ・入院時食事療養費標準負担額の改正 一般・・・6 0 0 円 「7 6 0 円」 市町村民税非課税世帯・・・4 5 0 円 「6 5 0 円」 (3 0 0 円 「5 0 0 円」) 注)()は 4 か月目からの入院の標準負担額	
平成 9 年度	保険税（料）賦課限度額 5 3 万円改正		

	主要事項	患者一部負担金等	備考
平成 12 年度	<p>介護保険制度創設に伴い介護保険第号被保険者から保険料(税)を徴収し介護納付金を納付(介護納付金賦課限度額7万円)</p> <p>入院時食事療養費標準負担額改正</p> <p>高額療養費自己負担限度額改正</p>	<p>・入院時食事療養費標準負担額改正</p> <p>一般・・・760円 「780円」</p> <p>・高額療養費自己負担額改正</p> <p>6万3,600円</p> <p>(一般)</p> <p>6万3,600円+(医療費-31万8,000円)×1%</p> <p>(上位所得者)</p> <p>12万1,800円+(医療費-60万9,000円)×1%</p>	
平成 14 年度	<p>健康保険法等の一部を改正する法律による改正(平成14年8月2日法律第102号)</p> <p>・一部負担金の見直し</p> <p>・高額療養費に係る自己負担限度額の改正</p>	<p>・一部負担金の見直し</p> <p>3歳未満・・・2割</p> <p>3歳～69歳・・・3割</p> <p>70歳以上・・・1割(一定以上所得者2割)</p> <p>・高額医療費自己負担限度額の改正</p> <p>【70歳未満の者】</p> <p>(H14・10・1～)</p> <p>一般 7万2,300+(医療費-36万1,500円)×1%</p> <p>上位所得者 13万9,800+(医療費-69万9,000円)×1%</p> <p>(H15・4・1～)</p> <p>一般 7万2,300+(医療費-24万1,000円)×1%</p> <p>上位所得者 13万9,800+(医療費-46万6,000円)×1%</p>	<p>・70歳以上の被保険者の外来薬剤一部負担金の廃止</p>

	主要事項	患者一部負担金等	備考
		<p>【70歳以上の者】 (H14・10・1～)</p> <p>外来 一般・・・1万2,000円 一定上所得者・・・4万200円 低所得者、・・・8,000円</p> <p>入院 一般・・・4万200円 一定以上所得者 ・・・7万2,300円+(医療費-36万1,500円)×1% 低所得・・・1万5,000円 低所得・・・2万4,600円</p>	
平成15年度	退職被保険者等の一部負担金の見直し 外来一部負担金の廃止 特例療養費の廃止 保険料(税)介護納付金賦課限度額8万円改正	・退職被保険者等一部負担金の見直し 退職者本人・・・2割 退職被扶養者・・・外来3割 入院2割 } 3割に改正	

	主要事項	患者一部負担金等	備考
平成 18 年度	健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）による改正 ・現役所得を有する高齢者の患者負担の見直し	・現役所得を有する高齢者の患者負担の見直し （H18.10.1～） 70 以上現役なみ所得者的一部負担金 2割 3割	